

今後議論をお願いしたい事項

| | |
|---------------------------------|------|
| 第2回救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会 | 参考資料 |
| 令和4年12月14日 | 2 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1回救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会 | 資料 |
| 令和4年10月13日 | 1 |

論点①

「救急外来」における医師・看護師等の配置状況や業務実態の調査研究として、令和3年度に厚生労働科学特別研究「救急外来における医師・看護師等の勤務実態把握のための調査研究」を実施した。(参考資料2)

- 当該研究結果を踏まえ、救急外来における多職種の配置、連携等についてどのように考えるか。

論点②

令和3年10月に改正救急救命士法が施行され、医療機関内におけるいわゆる救急外来においても、救急救命士が救急救命処置を実施可能となった。いわゆる救急外来の医療従事者の負担の減少の状況を含め、令和4年度からの厚生労働科学研究において、「医療機関内においても救急救命士の業務を可能とした救急救命士法改正の影響に関する調査」として、全国の救命救急センターを対象にアンケート調査を実施予定である。(参考資料3)

- 以上のように救急救命士法改正の効果の検証を行っていくことについて、どのように考えるか。

論点③

救急救命処置への追加・除外・見直しに向けて、厚生労働科学研究班等による研究の追加もしくは厚生労働省の検討会等による審査によるさらなる検討が必要と判断された処置(カテゴリーⅡ)について、国家戦略特別区域において先行的な実証を実施し得るものを検討の上、同区域で先行的な実証を開始することについて2022年度中に一定の結論を得る必要がある。

- 当該処置の国家戦略特別区域における先行的な実証を実施し得るもの、また、実証を開始することについてどのように考えるか。

本日(10月13日)
からの論点

第2回(12月中旬)
以降の論点

第3回(1月~2月)

まとめ(3月中目途)